

白石地区【居住制限区域】（平成27年11月16日測定）



リフォーム廃棄物を建設業者が自社の資材置場に保管。廃棄物は主に廃瓦。
空間線量：0.45 マイクロシーベルト毎時



スレート板
遮蔽体あり：0.16 ～ 0.29 マイクロシーベルト毎時

暖炉の断熱材
遮蔽体あり：0.15 マイクロシーベルト毎時

白石地区【居住制限区域】（平成27年11月16日測定）



建設業者の自社資材置場に震災前から保管していた資材。
空間線量：0.39 マイクロシーベルト毎時

木材（パレット等）
遮蔽体あり：0.06 ～ 0.18 マイクロシーベルト毎時



震災前に解体した廃材
遮蔽体あり：0.32 ～ 0.37 マイクロシーベルト毎時

測定してわかったこと

遮蔽体を付けて廃棄物そのものの線量を測定した結果、飯舘村のリフォーム廃棄物の放射線量は、引き取ってもらえないような高い線量ではありませんでした。

村内（長泥を除く）で住宅建替え、住宅リフォーム等により発生した廃材（産業廃棄物）処理については、リフォーム業者等が処理責任を負っています。産業廃棄物処理業者の紹介を希望される方は、リフォーム業者等から直接、一般社団法人福島県産業廃棄物協会（☎024-524-1953）または、同協会相双方部地域協議会（☎0244-24-4811）までご連絡ください。
不明な点については、福島県産業廃棄物課（☎024-521-7264）にお問い合わせください。

飯舘村内で引き取ってもらえなかった リフォーム廃棄物の放射線量測定結果

村内で、引き取ってもらえなかったリフォーム廃棄物の放射性物質による汚染の実態を確認するため、福島県産業廃棄物課が線量測定を行いましたのでその結果をお知らせします。

空間線量の測定には、ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定できるシンチレーション式サーベイメータを使用。

廃棄物の線量測定には、表面1 cmの空間線量を遮蔽体（コリメータ）を使用して測定し、併せて各地点における地上1 mの空間線量を測定。



廃棄物の線量測定に遮蔽体（コリメータ）を使用するわけ

放射線の測定には、大きく2つの「目的」があります。

- 【1】外部被ばくの程度を認識するため、生活空間の汚染状況を測定する。 ▲遮蔽体（コリメータ）
 - 【2】対象物が放射性物質にどの程度汚染されているかを認識するため、汚染状況を測定する。
- 【1】の測定では、生活空間の汚染状況を測定するため、遮蔽体は必要ありませんが、【2】の対象物に対して測定を行う場合、周辺の放射性物質の影響を受ける環境では、**対象物のみ**の正確な測定が出来ません。

そこで、測定対象の外側にある線源からのガンマ線が入射することを防ぐための器具として**遮蔽体が必要**となります。遮蔽体を使用して測定すれば、周辺の放射線をブロックし、測りたい対象物の放射線量のみを測定することができます。

飯舘地区【居住制限区域】（平成27年11月16日測定）



民家の屋根の修理により発生した廃瓦をフレコンバッグ60～70袋に保管。
空間線量：0.43 ～ 0.44 マイクロシーベルト毎時



フレコンバッグに入った状態のセメント瓦を測定
遮蔽体なし：0.75 マイクロシーベルト毎時
遮蔽体あり：0.20 マイクロシーベルト毎時

測定してわかったこと

遮蔽体なしで測定すると空間線量も含めて測ってしまう。
遮蔽体ありで測定すると廃棄物そのものの線量だけを測定することができる。